

『文選』李善注考

—『後漢書』李賢注との比較—

富 永 一 登

唐・高宗の顯慶三年（六五八）、李善が『文選』注を上表してから、十八年後の儀鳳元年（六七六）に、皇太子李賢（章懷太子）が『後漢書』注を奉つて^{（注1）}いる。李善が没する載初元年（六八九）から十三年前のことである。李善は、『文選』注を上表した後、数年間、潞王（六五五〜六六一）・沛王（六六一〜六七二）であつた李賢に仕えていたとがあり、『後漢書』注が編纂されていた頃には、姚州流罪を赦され、揚州江都や汴鄭の間で『文選』を講じていたのであるが、彼が『後漢書』注の作成に関与した形跡は見当たらない。^{（注2）}編纂に協力したのは、太子左庶子張大安・洗馬劉訥言・洛州司戸格希元・学士許叔牙・成玄一・史藏諸・周宝寧等（『旧唐書』卷八六「高宗中宗諸子伝」、『新唐書』卷八一「三宗諸子伝」）である。

『後漢書』に最初に注を施したのは、梁・劉昭であり、『梁書』卷四九文学伝上に、「昭又集後漢同異以注范書、世称博悉。」（昭又後漢の同異を集めて以て范書に注す、世博悉と称す）とある。「隋志」にも、「後漢書一百二十五卷范曄本、梁剡令劉昭注」と記されている。ただ、現存する劉昭の注は、范曄が完成できず、司馬彪『統漢書』によつて補足されていた「志」の部分のみである。この劉昭注と李賢注の関係について、清・王先謙は、『後漢集解』巻首で、

又謂、章懷注范、全本劉昭。八志注用昭原文、故仍昭名以為識別。甚且謂、章懷於紀伝、則改昭注、於八志注、則不改者、以注紀伝易、注志難、乃避難而趨易。不思、昭之補注、唐志所載、已僅存五十八卷、除去志注三十卷、

屬於紀伝者、僅矣。章懷果何從全拠之乎。(又謂ふ、章懷の范に注するは、全て劉昭を本とす。八志の注は昭の原文を用ふ、故に昭の名に仍りて以て識別を為すと。甚しくは且つ謂ふ、章懷紀伝に於いては、則ち昭注を改め、八志注に於いては、則ち改めざる者は、紀伝に注するは易く、志に注するは難し、乃ち難を避けて易きに趨るを以てなりと。思はず、昭の補注、唐志載する所、已に僅かに五十八卷を存するのみにして、志注三十卷を除去すれば、紀伝に属する者は、僅かなるを。章懷果して何によりて之に拠るを全くせんや。)

と、李賢注が劉昭注を改作したものであるとの説を否定している。確かに王先謙の指摘するように、劉昭注本は、「両唐志」の記載では、五十八卷に減少しており、おそらく、李賢は散逸した紀伝に注を施し、残存していた「志」の部分は手を加えず、原注者劉昭の名をそのまま残したのであろう。ただ当然ながら、典拠となる文献を挙げる引証を主とする劉昭注の体裁は意識したはずであり、李賢の『後漢書』注も、引証が多く見られる。これは、李善の『文選』注とも似ている。

また、『文選』には、直接に范曄『後漢書』から採録した五編を含めて、次の十三編の『後漢書』と共通する作品が収録されている。

『文選』

『後漢書』

- | | |
|-------------------|-------------|
| ○卷一 班固「西都賦」 | 卷四〇上 班固伝 |
| ○卷一 班固「東都賦」 | 卷四〇下 班固伝 |
| ○卷一五 張衡「思文賦」 | 卷五九 張衡伝 |
| ○卷三七 孔融「薦禰衡表」 | 卷八〇下 文苑伝下禰衡 |
| ○卷四一 朱浮「為幽州牧与彭寵書」 | 卷三三 朱浮伝 |
| ○卷四四 陳琳「為袁紹檄豫州」 | 卷七四上 袁紹伝 |

○卷四八 班固「典引」 卷四〇下 班固伝

○卷四九 范曄「後漢書皇后紀論」 卷一〇上 皇后紀上

○卷五〇 范曄「後漢二十八將論」 卷二二 朱景王杜馬劉傳堅馬伝

○卷五〇 范曄「宦者伝論」 卷七八 宦者伝

○卷五〇 范曄「逸民伝論」 卷八三 逸民伝

○卷五〇 范曄「後漢光武紀贊」 卷一下 光武帝紀下

○卷五六 班固「封燕然山銘」 卷二三 竇憲伝

では、李賢『後漢書』注は、先に完成していた李善の『文選』注を参照したのであろうか。以下、両者の注釈について比較検討してみたい。

一 『後漢書』注の引証

先に触れたように、李賢『後漢書』注は、引証が多く見られる。従前の史書の注釈書で引証の体裁をとるものに劉宋・裴松之の『三国志』注があるが、それはあくまで本文の記載事実を補う逸話異聞を中心とした引証であり、作品の言語表現を読解しようという意図によるものではない。たとえば、『三国志』正文と『文選』に共通して収録されている次の六作品、

『文選』

『三国志』

○卷二〇 曹植「責躬詩」 卷一九(魏志)一九 陳思王植伝

○卷二〇 曹植「上責躬応詔詩表」 卷一九(魏志)一九 陳思王植伝

○卷三七 曹植「求自試表」 卷一九(魏志)一九 陳思王植伝

○卷三七 曹植「求通親親表」 卷一九(魏志一九) 陳思王植伝

○卷四四 鍾会「檄蜀文」 卷二八(魏志二八) 鍾会伝

○卷五二 韋昭「博奕論」 卷六五(吳志二〇) 韋曜(注)伝

を見れば、一目瞭然である。この六作品の内、注が施されているのは次に挙げる「求自試表」の四箇所のみで、他には一言の注もない。

①「故車右伏劍於鳴轂、雍門刎首於齊境。若此二士、豈惡生而尚死哉。誠忿其慢主而陵君也。」(『文選』士子子の注)

『説苑』立節篇から、齊王の護衛の者と雍門狄が王のことを思い憤死した話を引く。李善注も同じ。

②「故奔北敗軍之将用、秦魯以成其功。」の注

「臣松之案、秦用敗軍之将、事顯、故不注。」と言い、秦の穆公に失敗を許された孟明視・西乞術・白乞丙の三将が、後大いに手柄を立てた事は、有名だということでも省略。魯の荘公に仕えた曹沫が、三度敗戦した後で失った土地を取り返す話を「魯連与燕将書」から引く。李善注は、『史記』秦本紀と刺客列伝を引き二話を挙げる。

③「絶纒盜馬之臣赦、楚趙以濟其難。」の注

「臣松之案、楚莊掩絶纒之罪、事亦顯、故不書。」と言い、寔席で美人の衣の裾を引いたのを不問に付してもらった男が、莊王のために活躍する事は、有名だということでも省略。李善注は、『説苑』復恩篇の話を引く。ついで「盜馬之臣」については、「秦穆公有赦盜馬事、趙則未聞。蓋以秦亦趙姓、故互文以避上秦字也。」と記し、秦の穆公が馬を盗んだ者を許した事はあるが、「趙」にそのようなことがあったのは聞いたことがなく、たぶん「秦」を「趙」姓として上文の「秦魯」の「秦」との重複を避けたのであろうという。李善注でも、「盜馬之臣」の典故として『呂氏春秋』仲秋紀愛士篇の故事を引用した後で、「此秦而謂之趙者、史記曰、趙氏之先、与秦共

祖。然則以其同祖、故曰趙焉。」(集注本卷七三下無焉字)と、このことに言及している。

④ 作品末に『魏略』を引き、この表を奉った後の曹植の言葉を挙げる。

全て歴史事実を典拠として引証したものである。③の後半部分の注は、作者の言語表現への拘りに発展する可能性を十分に含んではいるが、『三国志』注の中では、他所へ波及してはいない。これは、裴松之の関心があくまで歴史事実の確認にあつたためであろう。^{註1}

また、李賢の『後漢書』注に先立つこと三十五年前、貞観一五年(六四二)、顔師古によつて編集された『漢書』注と比較してみれば、その引証の多さは歴然としている。たとえば、『後漢書』卷一下光武帝紀贊の注は、次のようである。(正文は『後漢書』により、へゝ内に胡刻本『文選』との異同を記した。両者に共通する注には、——を付した。上段を李賢注、下段を李善注とする。以下同じ。)

贊曰、炎正中微、大盜移国。① 九鼎飄回、三精霧塞。② 人厭淫詐、神思反徳。光武誕命、靈呪自甄。③ 沈幾先物、深略緯文。④ 尋邑百萬、貔虎為羣。⑤ 長轂雷野、高鋒彗雲。⑥ 英威既振、新都自焚。⑦ 虔劉庸代、紛紜梁趙。⑧ 三河未澄、四関重擾。⑨ へ1人厭作民厭。2 光武作世祖。3 靈呪作靈呪。4 沈幾作沈幾。5 高鋒作高旗。ゝ

〔李賢注〕

① 漢以火徳王、故曰炎正。大盜謂王莽篡位也。

莊子曰、田成子一日殺齊君而盜其国、向所謂智者、

不反為大盜積者乎。

② 九鼎、九州也。飄回謂亂也。三精、日月星也。霧塞言

昏昧也。精、或為象。

〔文選〕卷五〇李善注〕

東觀漢記序曰、漢以炎精布曜。中微、謂平世衰也。

魯靈光殿賦序曰、遭漢中微、盜賊奔突。

三精、日月星也。

孝經援神契曰、天地至貴、精不兩明。

③誕、大也。

書曰、誕膺天命。

甄、明也。靈貺謂佳氣、光之類也。

④幾者、動之微也。物、事也。沈深之幾、先見於事也。

諡法、經緯天地曰文。

⑤貌、執夷、虎屬也。

書曰、如虎如貌。

言甚猛勇也。

⑥長轂、兵車。雷野、言其聲盛。

淮南子曰、雷以為車輿。

棼、埽也、音詳銳反。

⑦王莽初封為新都侯。

史記曰、周武王伐紂、紂衣其宝玉自焚而死。

宋均曰、天精為日、地精為月。

河圖曰、三德布精、上為衆星。

尚書曰、我文考誕膺天命。

春秋元命苞曰、通三靈之貺、交錯同端。

鄭玄尚書緯注曰、甄、表也。

說文曰、機、主發之機也。

周書曰、經緯天地曰文矣。

漢書曰、劉聖公為天子、以光武為偏將軍、徇昆陽。光武

令王常留守、光武出收兵。王莽遣大司徒王尋、大司空王

邑將兵百萬、旌旗輜車千里不絕、又驅諸猛獸虎豹犀象之

屬以助威武、圍城數重。光武遂進。尋、邑亦遣兵合戰、

光武奔之、斬首數千級、光武乃与敢死士三千人衝中堅、

尋、邑陣乱、遂殺王尋。

鬻子曰、紂虎旅百万。

穀梁傳曰、長轂五百乘。

范甯曰、長轂、兵車也。

東都主人曰、戈鋌棼雲。

漢書曰、莽封為新都侯。

又曰、更始兵到、城中少年子弟自燒室門、呼曰、反虜王

莽雖被殺、滅亡与紂同、故仮以言之。

⑧ 虔劉、皆殺也。

左伝曰、虔劉我刃垂。

謂公孫述称帝於庸蜀、盧芳擲代郡也。紛紜、論乱也。

梁謂劉永、趙謂王郎也。

⑨ 三河、河南河北河東也。未澄謂朱鮪等擲洛陽、未帰光

武也。四関謂長安四塞之國。重擾謂更始已定関中、劉

盆子入関殺更始、発掘諸陵也。

これに對して、『漢書』卷一〇〇下叙伝下述高紀の顏師古注は、次のようである。(正文の後のへゝ内に、『文選』卷五〇「述高紀」との異同を記す。以下の例も、全て『後漢書』の正文を挙げ、へゝ内に『文選』の同作品との異同を記す。)

皇矣漢祖、纂堯之緒、実天生德、聰明神武。秦人不綱、罔漏于楚、① 爰茲発迹、断蛇奮旅。神母告符、朱旗乃舉、

粵踏秦郊、嬰來稽首。革命創制、三章是紀、応天順民、五星同晷。② 項氏畔換、黜我巴漢、③ 西土宅心、戰士憤

怨。④ へ1 実天作寔天。 2 罔漏作網漏。ゝ

① 師古曰、言秦失綱維、故高祖因時而起。罔漏于楚、謂項羽雖有害虐之心、終免於患也。一説、楚王陳涉初起、後又破滅也。

〔李善注〕

漢書曰、劉向頌高祖云、漢帝本系、出自唐帝、降及于周、在秦作劉。

莽、何不出降。莽避火宣室、火輒隨之。

范曄後漢書曰、梁王劉永擅命睢陽。

又曰、公孫述称王、王巴蜀。

又曰、卜者王郎為天子、都邯鄲。

又曰、彭寵自立為燕王。代、即燕也。

三河、洛陽也。四関、長安也。

范曄後漢書曰、赤眉賊入函谷関、敗更始、光武乃遣鄒禹

引兵西、乘更始、赤眉之乱。時更始大司馬朱鮪等屯洛陽、

光武令馮異守孟津以拒之。

爾雅曰、纂、繼也。

項岱曰、聽於無聞曰聰、照臨四方曰明、以內知外曰神、尅定禍亂、闢土斥疆曰武、論語、子曰、天生德於予。

周易曰、古之聰明叡智、神武而不殺者夫。

項岱曰、秦重斂殘人、天下叛之、故貶言人耳。綱、以網、網無綱、無所成、故漏也。言秦人不能整其綱維、令網目漏也。于楚、謂陳涉反而不能誅、故高祖因而起。

漢書曰、高祖夜經沢中、有大蛇當徑、拔劍斬蛇、蛇分為兩、後人來至蛇所、有一嫗夜哭曰、吾子白帝子、化為蛇、今者赤帝子斬之。

又曰、高祖立為沛公、旗幟皆赤。

元年冬十月、沛公至霸上、秦王子嬰素軍白馬、降于軹道。

周易曰、湯、武革命、順乎天而應乎人。

漢書曰、高祖謂秦父老曰、与父老約法三章耳。殺人者死、傷人及盜抵罪。應劭曰、抵、至也。除秦酷政、但至於罪。

②師古曰、晷、景也。

〔李善注〕

晷、光景也。應劭曰、東井、秦之分野、五星所在、其下以義取天下之象也。

③孟康曰、畔、反也。換、易也。不用義帝要、換易与高祖漢中也。

師古曰、此說非也。畔換、強恣之貌、猶言跋扈也。詩大雅皇矣篇曰、無然畔換。

〔李善注〕

漢書曰、項羽背約、更立沛公為漢王、王巴蜀、漢中。

韋昭曰、畔換、跋扈也。

④劉徳曰、宅、居也。西方人皆居心於高祖、猶係心也。書曰、「惟衆宅心。」

晋灼曰、西土、関西也。高祖入関、約法三章、秦民大悦、皆宅心高祖。

〔李善注〕

尚書曰、邊矣西土之人。又曰、惟克厥宅心。郭璞三蒼解詁曰、西土、謂長安也。

①から④の各注の後ろに付した『文選』李善注を参照すれば、『後漢書』李賢注が『漢書』師古注よりもはるかに引証を多用していることがよくわかる。ただ、「光武帝紀贊」では、李善注と同じ注が数箇所のみで、両者の関係は不明である。そこで、次に、その他の両者に共通する作品の注を比較検討してみる。

二 『文選』李善注と『後漢書』李賢注の対照

○「薦禰衡表」

臣聞洪水橫流、帝思俾乂、① 旁求四方、以招賢俊。② 昔孝武繼統、將弘祖業、疇咨熙載、羣士響臻。③ 陛下叡聖、纂承基緒、遭遇厄運、勞謙日具。④ 惟岳降神、異人並出。⑤ 竊見処士平原禰衡、年二十四、字正平、淑質貞亮、英才卓犖。初涉藝文、升堂觀興、目所一見、輒誦於口、耳所警聞、不忘於心。性与道合、思若有神。⑥ 弘羊潛計、安世默識、以衡準之、誠不足怪。⑦ 忠果正直、志懷霜雪、見善若驚、疾惡若讎。⑧ 任座抗行、史魚厲節、殆無以過也。⑨ へ1 孝武作世宗。2 叡聖作睿聖。3 厄運作厄運。4 日具作日仄。4 惟岳作維嶽。5 藝文作藝文。6 警聞作暫聞。ゝ

①孟子曰、堯時洪水橫流、氾濫於天下。

— 孟子曰、当堯之時、天下猶未平、洪水橫流、泛濫於天下。

尚書、帝曰、咨、湯湯洪水方割、有能俾乂。
俾、使也。乂、理也。

②尚書曰、旁求天下。

③尚書、帝堯曰、疇咨若時登庸。

又曰、有能奮庸熙帝之載。

疇、誰也。熙、廣也。載、事也。

④易曰、勞謙君子有終吉。

尚書、叙文王德曰、自朝至于日中、不遑暇食。

言不敢懈怠也。

尚書曰、湯湯洪水方割、有能俾乂。

孔安國伝曰、俾、使。乂、治也。

尚書曰、旁求天下。

孔安國曰、旁、非一方也。

世宗、孝武廟号也。

李奇漢書注曰、統、緒也。

班固漢書紀述曰、世宗曄曄、思弘祖業。

尚書云、帝曰、疇咨若時登庸。

又曰、有能熙帝之載。

班固漢書述曰、疇咨熙載、髦俊並作。

響臻、如応而至也。

孫卿子曰、下之和上、譬響之応聲也。

陛下、謂獻帝也。

班固高紀述曰、纂堯之緒。

爾雅曰、纂、繼也。

說文曰、遇、逢也。

周易曰、勞謙君子有終吉。

尚書曰、文王自朝至于日中、弗遑暇食。

⑤毛詩曰、惟岳降神、生甫及申。
公孫弘伝賛曰、異人並出。

⑥淮南子曰、所謂真人者、性合於道也。

⑦前書曰、桑弘羊、雒陽賈人子、以心計、年十三為侍中。
又曰、張安世字子孺、為郎。上行幸河東、嘗亡書三篋、
詔問莫能知、唯安世識之、具作其事。後購求得書、以
相校、無所遺失。

⑧国語、楚藍尹亶謂子西曰、夫闔廬、聞一善言若驚、得
一士若賞。

⑨呂氏春秋、魏文侯飲、問諸大夫曰、寡人何如主也。任
座曰、君不肖君也。克中山、不以封君之弟、而以封君
之子、是以知君不肖君也。

毛詩曰、維嶽降神、生甫及申。
孟子曰、得天下英才而教育之。
西都賓曰、卓犖諸夏。

卓犖、絕異也。犖、力角反。
論語云、子曰、由也升堂矣、未入於室也。
爾雅曰、西南隅謂之奧。

淮南子曰、所謂真人者、性合于道也。

漢書曰、桑弘羊、雒陽賈人子、以心計、年十三拜侍中。
又曰、張安世、字少孺、為郎。上行幸河東、嘗亡書三篋、
詔問莫能知、唯安世識之、具作其事。後復購得書以相校、
無所遺失。上奇其能、擢為尚書令。

国語、楚藍尹亶謂子西曰、夫闔廬聞一善言若驚、得一士
若賞。

謝承後漢書曰、張儉清絜中正、疾惡若讎。

呂氏春秋曰、魏文侯飲、問諸大夫、寡人何如主也。任座
曰、君不肖君也。克中山、不以封君之弟、而以封君之子、
是以知不肖君也。文侯不悅。次及翟璜、曰、君賢君也。
臣聞其主賢者其臣直、是以知君之賢也。文侯悅。文子曰、
傲世賤物、士之抗行也。

論語、孔子曰、直哉史魚、邦有道如矢、邦無道如矢也。

廣雅曰、抗、拳也。
論語、子曰、直哉史魚。
廣雅曰、厲、高也。

「宦者伝論」もほぼ同様であり、『後漢書』注は、李善注の抜粋と言えるほど類似している。「西都賦」「東都賦」もこれらに次いで類似箇所が多い。たとえば、次のようである。

「西都賦」

(正文) 於是左城右平、重軒三階、闔房周通、門闐洞開。列鍾虞於中庭、立金人於端闐。仍增崖而衡闐、臨峻路而啓扉。

摯虞決疑要注曰、城者為階級、平者、以文壇相垂次也。左城右平、平者、以文壇相垂次也。城者、為階級也。言階級勒城然、音七則反。

王逸楚辭注曰、軒、樓板也。

周礼、夏后氏、世室九階。

鄭玄注云、南面三階、三面各二也。

爾雅曰、宮中之門謂之闐、小者謂之闐。

虞、以懸鍾也。

史記、秦始皇收天下兵器、聚之咸陽、銷以為金人十二、置宮中。

七略曰、王者宮中、必左城右平。

摯虞決疑要注曰、凡太極乃有陛、堂則有階無陛也。左城右平、平者、以文壇相垂次也。城者、為階級也。言階級勒城然、七則切。

王逸楚辭注曰、軒、樓板也。

周礼、夏后氏、世室九階。

鄭玄曰、南面三、三面各二也。

爾雅曰、宮中門謂之闐、小者謂之闐。

毛萇詩伝曰、闐、門内也。

史記曰、始皇大收天下兵器、聚之咸陽、銷以為鐘鐻、鑄金人十二、重各千斤、置宮中。

端闈、宮正門也。

三輔黃圖曰、秦宮殿端門四達、以則紫宮。

仍、因也。衡、橫也。

闕、門限。

もちろん、李賢注には、上記の例と違い李善注に無い引書がなされている。それには、李善注の補足と思われるものと、李善と解釈を異にする場合とがある。

〔李善注補足の例〕

〔東都賦〕

(正文) 歷騶虞、覽四職、嘉車攻、采吉日、礼官正儀、乘輿乃出。〔四職作駟鐵。正儀作整儀。〕

詩、国風序曰、騶虞、蒐田以時、仁如騶虞。

毛萇注曰、騶虞、義獸、白虎黑文、不食生物。

又曰、四職、美襄公也、始命有田狩之事。

其詩曰、駟鐵孔阜。

徐広曰、鑣、音巨。

毛詩曰、設業設虞。

毛萇曰、植曰虞、与鑣古字通也。

三輔黃圖曰、秦宮宮殿、端門四達、以則紫宮。

闈、他曷切。

爾雅曰、仍、因也。

仍或為岌、非也。

孔安国論語注曰、闕、門限也。胡沔切。

又曰、峻、高大也。

爾雅曰、闈謂之扉。

騶虞、駟鐵是也。雅、小雅、車攻、吉日是也。

毛詩序曰、騶虞、蒐田以時、仁如騶虞也。

又曰、駟鐵、美襄公也、始命有田狩之事。

注曰、驥、驪也。阜、大也。

又小雅序曰、車攻、宣王復古也、修車馬、備器械、復會諸侯於東都、因田獵而選車徒焉。

其詩曰、我車既攻、我馬既同。

注云、攻、堅也。

又吉日詩曰、田車既好、四牡孔阜。

宣帝詔曰、礼官具礼儀也。

李賢注は、李善注が引く『毛詩』の序に、それぞれ詩と注を補っている。また、陳琳「為袁紹檄豫州」には、「魏志」を中心にした補足が多く見られる。

〈李善注と解釈を異にする例〉

「思文賦」

(正文) 蓋遠迹以飛声兮、孰謂時之可蓄。

蓋、何不也。蓄猶待。言何不遠遊以飛声譽、誰謂時之可待。言易逝也。

待。言易逝也。

又曰、車攻、宣王復會諸侯於東都、因田獵而選車徒焉。

又曰、吉日、美宣王也、能慎微接下、無不自尽以奉其上焉。

漢書、景帝詔曰、礼官具礼儀。

乘輿、已見上文。

善曰、言何不遠迹以飛声、遊六合而訪道、誰謂時之可蓄、而不可行乎。言時易逝也。

鄭玄論語注曰、蓋、何不也。孔安国尚書伝曰、蓄、積也。

これには、一部似た表現もあるが、「蓄」を、李善が孔安国『尚書』伝の訓詁を根拠として「積む」意に解するのに対して、李賢注は「待つ」の意に解していて、微妙な違いを見せている。「思文賦」には、「臣賢案」という李賢自

身の案語も見られ、「西都賦」「東都賦」に比べて類似点が半減し、独自の引書や注釈多い。

(正文) 発昔夢於木禾兮、穀崑崙之高岡。〈崑崙作崑崙。〉

山海経曰、崑崙墟在西北、方八百里、高万仞、上有木

禾、長五尋、大五圃。

昔、夜也。穀、生也。衡此夜夢禾生於崑崙山之上、即

下文云、抨巫咸作占夢、含嘉秀以為敷。是也。衡集注

及近代注解皆云、昔日夢至木禾、今親往見焉、是為發

昔夢也臣賢案、衡之此賦、將往走乎八荒以後、即先往

東方、次往南方、乃適西方、此時正在湯谷、扶桑之地、

崑崙乃西方之山、安得已往崑崙見木禾乎。良由尋究不

精、致斯謬耳。

昔日夢至木禾、今親往、是發昔日之夢也。穀、生也。

善曰、淮南子曰、崑崙之上有木禾焉、其穗長五尋。

山海経曰、帝之下都崑崙之墟、高万仞、上有木禾、長五

尋、大五圃。

郭璞曰、木禾、穀類也。説文曰、嘉穀也。二月生、八月

熟、得中和、故曰禾。木王而生、木衰而死、故曰木禾。

ここでは、「発昔夢」の解釈に関して、李賢が異論を唱えている。旧注が、昔夢に見た「木禾」を今崑崙に来て目の当たりにしていると解するのに対して、李賢は、「東西南北を遠遊する描写の中で、現在主人公(張衡)は扶桑・湯谷(東方)の地にいたのであって、西方の崑崙にいるはずがないのだから、今宵「木禾」が崑崙山に生えているのを夢に見たと解釈すべきだ」と言い、「昔」を「夜」の意に解している。李善自身は何も記してはいないが、旧注を挙げたままで疑義を提出してないので、恐らく旧注の説でよいと判断していたのであろう。因みに、五臣の呂延濟注も旧注と同じ解釈をとり、「崑崙山上有木禾。我今至此見穀、是發昔夢。」(崑崙山上木禾有り。我今此に至り穀を見る、是れ昔夢を發するなり)と言う。李賢の説は、「昔」の解の論証を欠いてはいるが、前後の文脈をpushさえた合理的な解釈であり、旧説を覆すものとなっている。

(正文) 戴勝怒其既歛兮、又諫余之行遲。

山海經曰、崑崙之丘、有人戴勝虎齒、有尾、穴処、名曰西王母。

怒、相伝音宜親反。杜預注左伝、怒、発語之音也。臣

賢案、張揖字詁、怒、笑貌也、听之別體、音許近反、与此義合也。

「怒」字、旧注が「笑貌」と解しているのに対して、李善注では「字林」を引証として「謹敬」の意としている。李賢は張揖「字詁」を根拠に旧注の方を是としている。

三 『文選』李善注の増補と『後漢書』李賢注

以上のように、『後漢書』李賢注と『文選』李善注に類似性が見られるとすれば、当然考えられるのが、『後漢書』注による李善注への増補である。周知のように、現行の板本『文選』李善注には、唐写本・集注本と比べて後人による増補の跡が見られる。増補者にとって『後漢書』李賢注は格好の材料となつたはずである。今、「典引」の一部を例に挙げておこう。

(正文) 順命以創制、定性以和神、蒼三靈之繁祉、展放唐之明文、茲事体大而允、寤寐次于聖心。瞻前顧後、豈蔑清廟憚勅天乎。〈定性作因定。于聖心作於心。天乎作天命也。〉

命謂符瑞也。蒼、对也。三靈、天地人之神也。繁、多也。易曰、湯、武革命、順乎天、応乎人。

祉、福也。展、陳也。放、效也、音甫往反。效唐堯治定作樂、以和人神。

之文、謂封禪也。善曰、三靈、天、地、人也。已見陸機高祖功臣頌。

戴勝、謂西王母也。怒、笑貌。諫、讓也。

善曰、字林曰、怒、謹敬也。

尚書璇璣鈴曰、平制礼楽、於唐之文。

茲事謂封禪之事、大而且信。次、止也。寤寐常止於聖心、言不可忘之也。

前、謂前代帝王、後、謂子孫也。蔑、輕也。憚、難也。

勅、正也。言封禪之事、皆述祖宗之德、今乃推讓、豈輕清廟而難正天命乎。

尚書曰、勅天之命、惟時惟幾。

この部分について、胡氏考異は、以下のように指摘する。

○注「平制礼楽放唐之文」 袁本、茶陵本「平制礼楽」作「述堯治世」。案、二本是也。後漢書章懷注引作「平制礼楽」、尤用彼改耳。

○「瞻前顧後」 袁本云、善無此一句。茶陵本云、五臣有此一句。案、此尤延之添之也。後漢書所載有此一句、章懷注、前謂前代帝王、後謂子孫也。尤并取以增多、其實未必是。

○注「次止也」 袁本、茶陵本無此三字、是也。尤取章懷注添。

○注「常止於聖心不可忘也」 袁本、茶陵本作次於聖上之心也、是也。尤取章懷注改。

○注「前謂前代帝王後謂子孫也」 袁本、茶陵本無此十一字、是也。説詳上。

○注「憚難也」下至「而難正天命乎」 袁本、茶陵本無此三十一字、是也。尤取章懷注添。

これによれば、『後漢書』注によって、相当の増補改変が行われたことになる。

尚書璇璣鈴曰、平制礼楽、放唐之文。

善曰、允、信也。次、止也。言此事体大式弘大、信能寤寐常止於聖心、不可忘也。

大戴礼曰、神明自得、聖心備矣。

前、謂前代帝王。後、謂子孫也。

蔑、輕也。憚、難也。勅、正也。言封禪之事、皆述祖宗之德、今乃推讓、豈輕清廟而難正天命乎。

善曰、毛詩序曰、清廟、祀文王也。

尚書曰、勅天之命。

以上の比較検討によつて、両者の関係の有無は明確になつたと思う。しかし、すべての『後漢書』注が、李善注と深い関わりを持つてゐるのではなく、最初に挙げた「光武帝紀贊」と同様に、「二十八將論」「燕然山銘」「朱浮書」などは、李善注との関係が希薄である。両「唐書」と「唐会要」に依れば、『後漢書』注は、李賢が上元二年(六七五)に皇太子になつてからわずか一年ぐらゐで完成させたと思われるので、注釈内容に斑があるのも無理からぬことかもしれない。王先謙が、「抑詳觀、章懷之注范、不減於顏監之注班。惜非一手所成、不免有躡駁漏略之処。」(抑そも詳しく觀るに、章懷の范に注するは、顏監の班に注するに減せず。惜しむらくは一手の成る所に非ず、躡駁漏略の処有るを免れざるを。)と指摘するとおりである。

また、以前に「皇后紀論」の李賢注と李善注を比較して、李善の注が如何に正文作者の言語表現に注目したものであつたかを明らかにしたが、^(注)最後にもう一例、「思玄賦」から追加してこの点を再確認しておきたい。

(正文) 考理乱於律鈞兮、意建始而思終。へ理作治。鈞作均。へ

詩序曰、太平之音安以樂、其政和。乱世之音怨以怒、

其政乖。律、十二律也。

樂叶凶徵曰、聖人承天以立均。

宋均注曰、均長八尺、施絃以調六律也。

建、立也。衡言聽九奏之樂、考政化之得失、而思其終

始也。

律、十二律。均、所均声也。建、立也。

善曰、琴道曰、琴七絲、足以通万物而考治乱也。

樂汁凶徵曰、聖人往承天助以立五均。

均者、夾律調五声之均也。

宋均曰、均長八尺、施絃以調六律五声。

この句の解釈としては、李賢注が解するのように、天帝の誠に和やかな九奏の音楽を聴き、世の治乱に思いを致すということよく、「詩序」を引証とすれば事足りると思われる。しかし、李善は、あくまで正文の「考治乱」という

言語表現に拘り、「詩序」は引かずにわざわざ「考治乱」の語を含む『琴道』を引いて注している。

李賢らの『後漢書』注編纂者たちは、『文選』李善注の最初の本格的な読者であった可能性が高い。その『後漢書』注を読解していくことは、『文選』李善注の特質をより明らかにしていくことにもなると思う。

注

- (1) 『唐会要』卷三六に、「儀鳳元年二月二日、皇太子賢上所注後漢書」とある。
- (2) 拙稿「李善伝記考」(広島大学文学部紀要五六 一九九六年) 参照。
- (3) 韋昭は、晋の文帝司馬昭の諱を避けて、『三国志』では韋曜に作る。裴松之注に「曜本名昭、史為晋諱、改之」という。
- (4) 拙稿『文選』李善注に見られる修辭用語について(『中国中世文学研究』25号 一九九四年) 参照。
- (5) 前掲(注2) 拙稿参照。

《文選》李善注考

——与《后汉书》李贤注之比较——

富 永 一 登

唐代·高宗显庆三年(六五八)李善上表了《文选》注,时隔十八年,皇太子李贤(章怀太子)于仪凤元年(六七六)上书了《后汉书》注。此为李善没世十三年前之事。

李善上表了《文选》注,其后数年间曾侍奉过历任潞王(六五五~六六一),沛王(六六一~六七二)的李贤。而在李贤编纂《后汉书》期间,李善获赦得以结束姚州的流放生活,于扬州江都,汴郑之间讲授《文选》。至于他是否参加了《后汉书》注的编纂,迄今尚未见到任何佐证。

可是,《文选》里收录了包括直接从范曄《后汉书》中采录的五篇,与《后汉书》中十三篇相同的作品。另外,李贤的注是继承了对典据以列举文献为主要引证的梁·刘昭《后汉书》注,与李善《文选》注的体裁极为相似。李贤在作《后汉书》注时,李善的《文选》注应该成为其有益的参考文献。

基于此,本文在对《后汉书》与《文选》中相同的十三篇作品注释作了比较研究的基础上,究明了李贤的《后汉书》注确是参考了李善的《文选》注。进而指出了同是以引证为主的注释,李善的《文选》注则是在作家作品的语言表达上作了侧重。